

# 池田ダム湖を利用される皆様へ

～池田ダム湖利用協議会からのお知らせです～

## マナーとルールを守り美しく利用しましょう！

1. ゴミは絶対に捨てず、持ち帰りましょう。
2. 騒音を出すなど、周辺住民や他の利用者に迷惑をかける行為はやめましょう。
3. 油などで湖水を汚さないよう十分注意しましょう。
4. 自然や施設を大切にしましょう。
5. ライフジャケットは必ず着用しましょう。
6. 利用範囲や利用時間は守りましょう。（裏面へ）

※マナー・ルール違反者は、発見しだい今後一切の利用をお断りすることがあります。また、法律に違反すると罰せられることがあります。

### 池田ダムの放流に関する警報について

池田ダム上流域で、局所的な豪雨により池田ダムの流入量が急激に上昇することがありますので、湖面を利用する際は、十分に気を付けて下さい。

また、警報局からスピーカーやサイレンでダムからの放流に関する警報が放送された場合には、速やかに川から避難して下さい。



#### 板野警報局

池田ダムから500m<sup>3</sup>/sの放流を開始する約30分前に警報局のスピーカーおよびサイレンで警報を放送します。

この際、サイレンからは、2回吹鳴します。

### 池田ダム諸量情報提供サービス【水資源機構提供】

ダム湖を利用する場合は、ダムの水位や流量にも注意してください。

#### \* Webページ

<https://www.water.go.jp/yoshino/ikeda/mizuinfo>

携帯電話でアドレスを  
取得できます



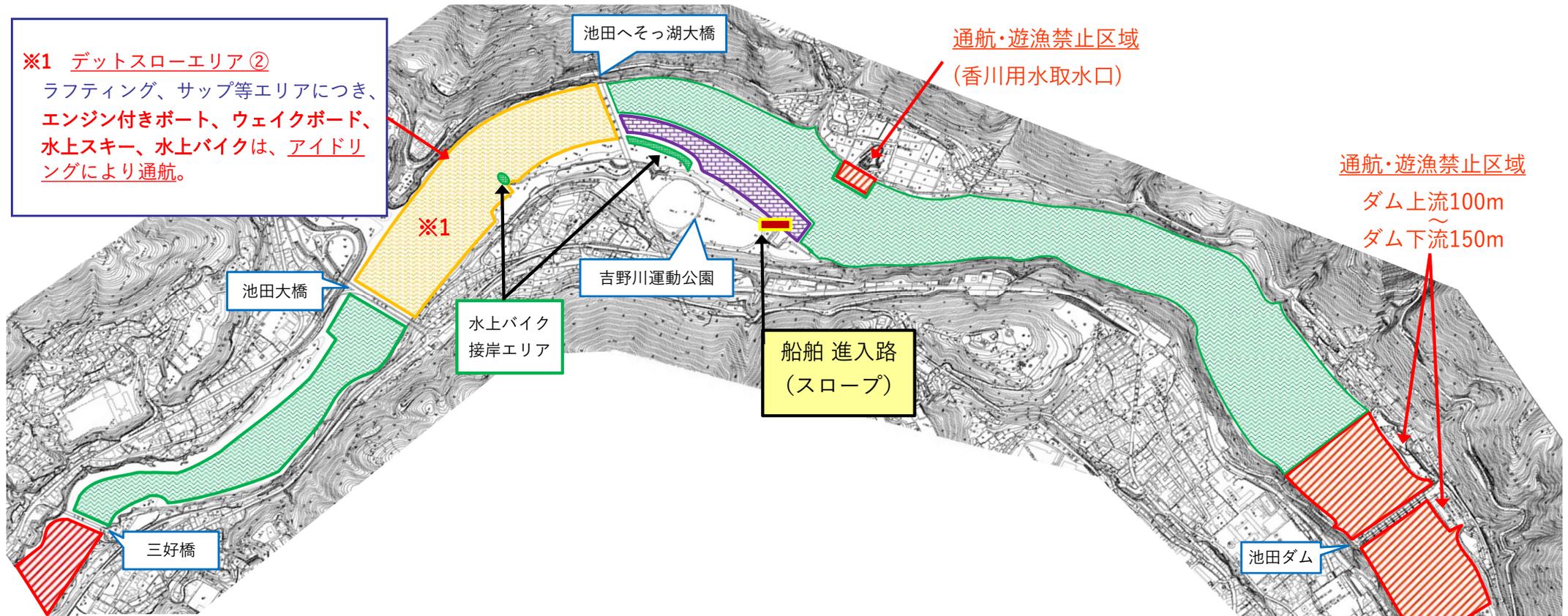
みず し げん き こう  
**水資源機構**

水がささえる豊かな社会

吉野川上流総合管理所

お問合せ先 徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1  
TEL0883-72-2050

# 池田ダム湖の利用範囲と通航・遊漁禁止区域



## ※1 デットスローエリア②

ラフティング、サップ等エリアにつき、  
エンジン付きボート、ウェイクボード、  
水上スキー、水上バイクは、アイドリング  
により通航。

利用範囲等の制限

利用エリア	凡例	主な利用方法	利用可能時間	エリア内の規制、注意事項等
通航禁止区域		一般の利用不可	—	一般の利用者の進入は禁止
デットスローエリア①		—	—	水深が浅く濁りが出やすいため、アイドリング程度の低速で通航
デットスローエリア②		・ラフティング ・サップ ・カヌー等	日の出～日没	ラフティング、サップ、カヌー等手漕ぎボートの専用エリア。 エンジン付きボート、ウェイクボード、水上スキー、水上バイク類は、 <u>アイドリング</u> により通航
スポーツエリア		・エンジン付ボード ・ウェイクボード ・水上スキー ・水上バイク類	9:00～17:00	・水質に悪影響を与える行為を禁止 ・貯水池及びその周辺での騒音等の迷惑行為を禁止 ・船舶の進入は、指定の船舶進入路を利用のこと

## 禁止事項等(共通)

- ・河川流入量が250m<sup>3</sup>/s以上の時は湖面利用を禁止
- ・日没から日の出までの間は、湖面利用を禁止
- ・遊泳、キャンプは禁止
- ・水質に悪影響を与える行為を禁止
- ・湖面利用の際はライフジャケットを着用

湖面利用において発生した事故については自己責任とする。  
事故発生の場合は下記へ連絡する。

- ・三好警察署0883-72-0110 ・池田消防署0883-72-0130
- ・地域再生推進法人(一社)地球のテーマパーク0883-72-0130

# ダム湖面をご利用の皆様へ

## ライフジャケット着用を忘れずに!!

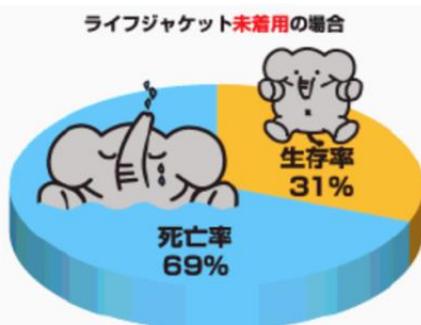
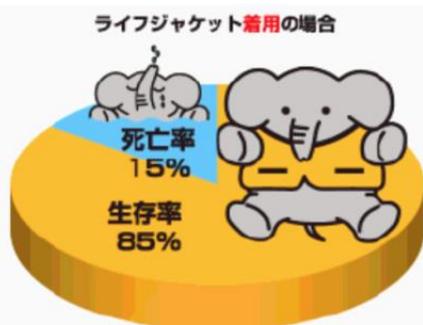
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則においてプレジャーボートなどの小型船舶では、船長の遵守事項として、船長自身も含めた乗船者に対してライフジャケットを着用させることなどが定められています。

その中でも、次のイラストの乗船者に対してはライフジャケット着用が義務となっています。



## ライフジャケットの着用は、 万一の水中転落に備えて重要です。

ライフジャケットを着用して水中転落した場合は、ライフジャケット未着用の場合に比べて生存率が約3倍も高く、逆に未着用の場合は死亡率が約5倍も高くなります。



ライフジャケット着用の場合には生存率が約3倍

ライフジャケット未着用の場合には死亡率が約5倍

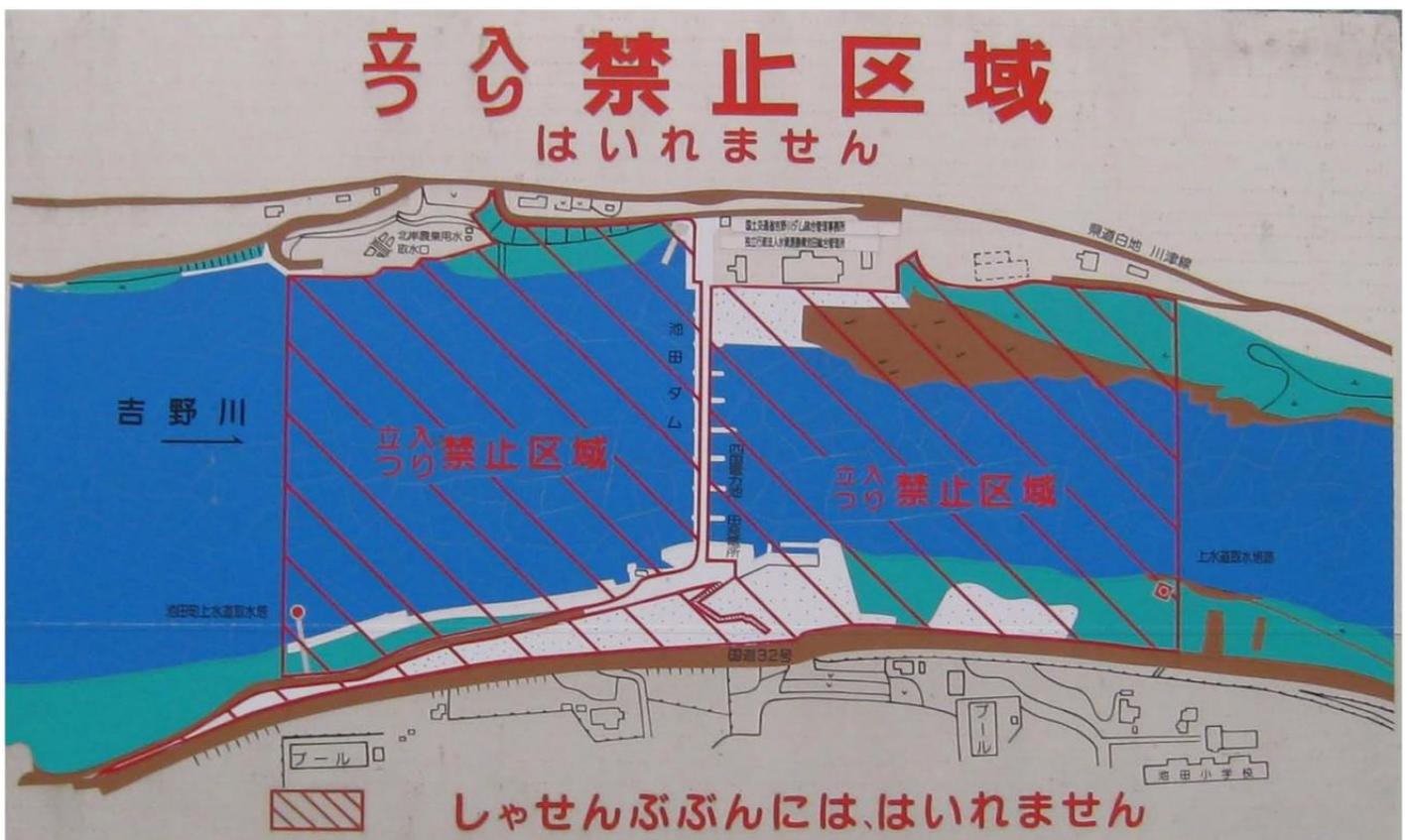
海中転落者のライフジャケット着用・未着用別の生存率(海上保安庁資料より作成)

※数値は、漁船・プレジャーボート等の小型船舶における平成13年~17年のものです

出典:国土交通省ホームページをもとに作成

# 航行禁止区域と遊漁禁止区域について

池田ダムでは、下図の範囲について、  
一般船舶の立ち入りが禁止されています。



このお知らせは、池田ダム湖利用協議会を通じて行っています。

## 池田ダム湖利用協議会

池田ダム湖には、ダム周辺を地域の核として有効に利用し、自然環境の保全を図るとともに、水難事故の防止及び地域連携を深めるために「池田ダム湖利用協議会」が設立されています。

## 構成関係機関

三好市  
三好市教育委員会  
徳島県三好警察署  
みよし広域連合消防本部  
徳島県西部総合県民局県土整備部

吉野川ダム統管理事務所  
池田町白地自治会連合会  
池田町板野自治会  
池田町中西地区自治会  
吉野川上流漁業協同組合

四国中央観光開発(株)  
(一社)ラフティング協会四国吉野川支部  
四国電力(株)徳島支店  
(一社)地球のテーマパーク  
吉野川上流総合管理所